

経営安定関連保証 4 号の申請様式

■対象者

1. 八代市内で 1 年以上継続して事業を行っている中小企業者。
2. 災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近 1 か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

■申請に必要な書類

☐ 1. 八代市経営安定関連保証 4 号認定申請書 4-①

下記の緩和要件を適用する場合は該当する様式を選択してご利用ください。

☐ 2. 月別売上表

☐ 3. 八代市で事業を行っていることがわかる資料

法人の場合：①法人謄本または妙本（写し可）②事業活動必要な許認可証の写し（営業許可証等）などのいずれか所在地がわかるもの

個人の場合：①確定申告書の写し②開業届、事業活動必要な許認可証の写し（営業許可証等）などの

いずれか所在地がわかるもの

☐ 4. 委任状（金融機関等代理人が申請する場合のみ）

■新型コロナウイルス感染症の影響による場合

☐ 1. 八代市経営安定関連保証 4 号認定申請書 4-②

※必要書類については、上記と同じ。

■認定書の有効期間

認定書の有効期間は認定の日から 30 日です。

■創業者等運用緩和について

- ①業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の事業者
- ②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業についても認定できるよう運用が緩和されています。

【運用緩和要件 1】申請書様式：八代市経営安定関連保証 4 号認定申請書 4-③

最近 1 か月の売上高等が最近 1 か月を含む最近 3 か月間の平均売上高等より 5%以上減少していること

【運用緩和要件 2】申請書様式：八代市経営安定関連保証 4 号認定申請書 4-④

最近 1 か月の売上高等が令和元年 12 月の売上高等より 5%以上減少しており、かつその後 2 か月間（見込み）を含む 3 か月の売上高等が令和元年 12 月の売上高等の 3 倍より 5%以上減少していること

【運用緩和要件 3】申請書様式：八代市経営安定関連保証 4 号認定申請書 4-⑤

最近 1 か月の売上高等が令和元年 10 月～12 月の平均売上高等よりも 5%以上減少しており、かつその後 2 か月（見込み）を含む 3 か月の売上高等が令和元年 10 月～12 月の 3 か月の売上高等に比べ 5%以上減少していること